

水産物部買出人駐車場車両入場証交付申請書

令和 年 月 日

横浜市中心卸売市場 本場長 宛

※太枠内の項目を全てご記入下さい

商号（法人場合は法人名）				
所在地	（〒 - ）			
申請者氏名（代表者）	（ふりがな： ）			
電話番号	（固定）	（携帯）		
E-mail				
申請種別	1 新規 2 車両入替 3 紛失・破損 4 更新 5 その他（ ） ※車両入替は、入替する入場証の右上に記載の入場証No. をご記入下さい→（① ② ③ ）			
業種	1 小売業者 2 スーパー 3 飲食業者 4 搬入・搬出 5 その他（ ）			
取引先の店名 ※初めて入場される場合は、 利用予定の事業者名をご記入下さい。	水産仲卸業者	関連事業者		
横浜市場直送店登録制度への登録	1 有	2 無	3 知らない	
対象車両	自動車登録番号標等(プレートナンバー) ※必要な台数を記入してください（欄が足りない場合はリストを添付して下さい）			入場証 No. (事務局使用欄のため記入不要)
	例)	横浜 100	お	12-34
	1			
	2			
	3			

【添付書類】営業許可証（写）（魚介類販売業許可証、運送業許可証なども可）

※営業許可証等の提出ができない場合は、法人登記簿(写)を添付してください。

※添付書類がない場合は、入場証を発行できません。

- 注意事項
- 1 車両が変更になりましたら入場証は無効となります。速やかに変更（車両入替）の手続きを行って下さい。
 - 2 有効期限が過ぎた入場証は無効となります。
 - 3 下記、制約事項を順守して下さい。違反した場合は市場への入場を規制します。

誓約事項

水産物部買出人駐車場車両入場証の交付申請にあたり、横浜市中心卸売市場条例及び同施行規則を順守するとともに、下記の事項について誓約します。

- 1 上記申請書の記載事項に虚偽はありません。
- 2 市場内秩序の維持に努めます。
- 3 入場証の不正使用はいたしません。
- 4 市場内にゴミ等を不法に投棄いたしません。

【個人情報の取扱いについて】

お申込みいただきました個人情報（ご氏名、ご連絡先などの入力いただいた全項目）は、車両入場証の発行等、市場の管理運営のために、横浜市経済局中央卸売市場本場で取り扱います。無断でその他の第三者に提供することはありません。

連絡先 459-3323（本場運営調整課）